

でんさい手数料一覧表

手数料項目		他行/本支店 区分	手数料金額 (税込)	内 容
取扱 手 数 料	発生記録	本支店	324円	電子記録債権の発生記録にかかる手数料 (債権者の受取利用口座が本支店である場合)
		他行	648円	電子記録債権の発生記録にかかる手数料 (債権者の受取利用口座が他行である場合)
	譲渡記録	全部譲渡	本支店	電子記録債権の譲渡記録にかかる手数料 (譲受人の受取利用口座が本支店である場合)
			他行	電子記録債権の譲渡記録にかかる手数料 (譲受人の受取利用口座が他行である場合)
		一部譲渡 (債権分割)	本支店	電子記録債権を分割し、一部の譲渡記録にかかる手数料 (譲受人の受取利用口座が本支店である場合)
			他行	電子記録債権を分割し、一部の譲渡記録にかかる手数料 (譲受人の受取利用口座が他行である場合)
	割引	全部割引		216円 電子記録債権を割引する際の譲渡記録にかかる手数料
		一部割引 (債権分割)		216円 電子記録債権を分割し、一部を割引する際の譲渡記録にかかる手数料
	買戻	全部買戻		216円 割引済の電子記録債権を買戻する際の譲渡記録にかかる手数料
		一部買戻 (債権分割)		216円 割引済の電子記録債権を分割し、一部を買戻する際の譲渡記録にかかる手数料
	担保	全部担保		216円 電子記録債権の担保設定する際の譲渡記録にかかる手数料
		一部担保 (債権分割)		216円 電子記録債権を分割し、一部を担保設定する際の譲渡記録にかかる手数料
	担保解除	全部担保解除		216円 担保として差入れられた電子記録債権を担保解除する際の譲渡記録にかかる手数料
		一部担保解除 (債権分割)		216円 担保として差入れられた電子記録債権を分割し、一部を担保解除する際の譲渡記録にかかる手数料
	口座間送金決済手数料		216円	口座間送金決済にかかる手数料
	変更記録(オンライン)		648円	支払期日・支払金額・譲渡制限の変更、発生記録および発生記録に伴う信託の電子記録の削除(ただし、その他の請求がされていない発生記録に限る)の変更記録にかかる手数料
	変更記録(書面)		1,620円	発生記録以外の譲渡等記録がある場合の変更記録にかかる手数料
	支払等記録		648円	口座間送金決済によらず、期日前あるいは期日後の弁済等が行われた場合に行う支払等記録にかかる手数料
	特例開示		3,240円	オンライン請求が不可能である開示(訂正および回復の記録、人的抗弁を有する過去の譲渡記録、過去に債権者であった者による開示等)にかかる手数料
	支払不能通知の取消・訂正		1,620円	支払不能通知の取消・訂正記録にかかる手数料
	訂正・回復 (支払不能通知の訂正を除く)		1,620円	記録内容の訂正・回復にかかる手数料
	残高証明書発行手数料 (都度発行方式)		4,860円	都度発行方式による残高証明書発行にかかる手数料
	残高証明書発行手数料 (定例発行方式)		1,944円	定例発行方式による残高証明書発行手数料
	貸倒引当金繰入事由に係る証明書		810円	利用者(債権者)自らが保有するでんさいの債務者について、貸倒引当金事由が生じていること(債務者が取引停止処分を受けていること)に係る証明書発行手数料
	組戻 (口座間送金決済停止)		648円	決済資金の返戻を依頼(口座間送金決済停止を事前に依頼)する際にかかる手数料 (異議申立手続き含む)